## 予防·危険物



## 1 防火対象物現況

(令和7年4月1日現在)

(4)項				(1)/11/1-4-4	月1日現任)			
11 次会堂又は集会場		小計	計					
13		イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場		4				
(2)項	(1)項			17				
(2)項								
(3)項								
(6) 項	(2)項		1	2				
(3)項								
(3)項 ロ 飲食店 (4)項 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗又は展示場 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31				1				
(4)項 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗又は展示場 31 31 31 (5)項 イ 旅館、ホテル、宿泊所の類 20 113	(3)項			32				
(6) 項 イ 旅館、ホテル、宿泊所の類 20 113	(4)項	T 1 1 T 1		31				
(6) 項								
(6) 項 (1) 1 (2) 0 (6) 項 (3) 1 (4) 4 (4) 4 (1) 15 (2) 0 (6) 項 (3) 1 (1) 15 (2) 0 (1) 15 (2) 0 (1) 15 (2) 0 (1) 15 (2) 0 (1) 16 (4) 0 (1) 15 (2) 0 (1) 16 (4) 0 (5) 1 (1) 2 (2) 0 (1) 16 (1) 2 (2) 0 (1) 16 (1) 2 (2) 0 (1) 16 (1) 2 (2) 0 (1) 16 (1) 2 (2) 0 (1) 16 (1) 2 (2) 0 (1) 16 (1) 2 (2) 0 (1) 16 (1) 16 (1) 16 (1) 17 (2) 18 (1)	(5) 項				113			
(6) 項		14 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	(1)					
(6) 項  (6) 項  (7) 項 人・中・高等学校、高等専門学校、各種の学校の類 (7) 項 人・中・高等学校、高等専門学校、各種の学校の類 (7) 項 人・中・高等学校、高等専門学校、各種の学校の類 (9) 項 イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場の類 (10) 項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 (11) 項 神社、寺院、教会の類 (12) 項 イ 工場又は作業場 口 映画スタジオ又はテレビスタジオ (13) 項 (13) 項 (14) 項 倉庫 (14) 項 倉庫 (15) 項 前各項に該当しない事業場 (16) 項 車所係正該当しない事業場 (16) 項 車所の頂に該当しない事業場 (16) 項 車所の頂に該当しない事業場 (17) 項 人・商品の対象物の用途に供きれているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 (16) 項 地下街 (16の3) 項 準地下街 (17) 項 文化財保護法により認定された重要文化財 (10) の 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0								
(6) 項 P を人短期入所施設、養護老人ホーム等 (3) 0 (4) 4 (1) 15 (2) 0 (2) 0 (3) 0 (4) 0 (4) 0 (5) 1 (1) 2 (2) 0 (2) 0		イ 病院、診療所又は助産所		1	6			
(6) 項  - 老人短期入所施設、養護老人ホーム等 - (2) 0 (2) 0 (4) 0 (4) 0 (5) 1 (1) 2 (2) 0 (7) (2) 0 (7) (2) 0 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)								
(6) 項								
(6) 項					$\dashv$			
(6) 項 (4) 0 (5) 1 (1) 2 (2) 0 (3) 7 (4) 16 (4) 1 (5) 6 (4) 1 (5) 6 (4) 1 (5) 6 (4) 1 (5) 6 (4) 1 (5) 6 (4) 1 (5) 6 (4) 1 (5) 6 (4) 1 (5) 6 (5) 7 (5)		ロー老人短期入所施設 養護老人ホーム等			16			
(5) 1 (1) 2 (2) 0 ハ 老人デイサービスセンター等 (3) 7 (4) 1 (5) 6 ニ 幼稚園又は特別支援学校 1 1 1 (5) 6 ニ 幼稚園又は特別支援学校 1 1 1 (5) 6 ロ 小・中・高等学校、高等専門学校、各種の学校の類 27 27 (8) 項 図書館、博物館、美術館の類 ロ イ公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場の類 ロ イ以外の公衆浴場 ロ イ以外の公衆浴場 5 ロ イ以外の公衆浴場 1 1 1 (11) 項 神社、寺院、教会の類 (10) 項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 1 1 1 (11) 項 神社、寺院、教会の類 (12) 項 イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ 0 イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫 (4) 項 倉庫 (14) 項 倉庫 (14) 項 倉庫 (15) 項 前各項に該当しない事業場 ロ イ 後合用途防火対象物のうち、その一部が(一)~(四)、(五)イ、(六)又は 38 (16) 項 前各項に該当しない事業場 ロ イ 復合用途防火対象物のうち、その一部が(一)~(四)、(五)イ、(六)又は 38 (16) 項 前各項に該当しない事業場 ロ イ で掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	(6) 項				10			
(1) 2 (2) 0 (2) 0 (4) 1 (4) 1 (5) 6 (5) 7 (5)	(0)			-				
ハ 老人デイサービスセンター等								
ハ 老人デイサービスセンター等					-			
(4) 1 (5) 6  二 幼稚園又は特別支援学校 1 1 1 (7) 項 小・中・高等学校、高等専門学校、各種の学校の類 27 27 (8) 項 図書館、博物館、美術館の類 1 1 (9) 項 イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場の類 0 5 ロ イ以外の公衆浴場 5 (10) 項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 1 1 (11) 項 神社、寺院、教会の類 10 10 (12) 項 イ 工場又は作業場 62 62 62 62 62 62 62 62 62 62 62 62 62		大 老   デイサービスセンター笙			16			
(5) 6       (7) 項 小・中・高等学校、高等専門学校、各種の学校の類     27       (8) 項 図書館、博物館、美術館の類     1       (9) 項     イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場の類     0       口 イ以外の公衆浴場     5       (10) 項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場     1     1       (11) 項 神社、寺院、教会の類     10     10       (12) 項     イ 工場又は作業場     62     62       口 映画スタジオ又はテレビスタジオ     0     62       (13) 項     イ 自動車車庫又は駐車場     8     8       (14) 項 倉庫     45     45       (15) 項 前各項に該当しない事業場     227     227       (16) 項     イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が (一) ~ (四) 、(五) イ、(六) 又は     38     47       (16の2) 項 地下街     0     0       (16の3) 項 準地下街     0     0       (17) 項 文化財保護法により認定された重要文化財     0     0				<u> </u>	10			
二 幼稚園又は特別支援学校       1       1         (7) 項 小・中・高等学校、高等専門学校、各種の学校の類       27       27         (8) 項 図書館、博物館、美術館の類       1       1         (9) 項 イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場の類       0       5         (10) 項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場       1       1         (11) 項 神社、寺院、教会の類       10       10         (12) 項 イ 工場又は作業場       62       62         (13) 項 中國スタジオ又はテレビスタジオ       0       62         (13) 項 イ 自動車車庫又は駐車場       8       8         (14) 項 倉庫       45       45         (14) 項 倉庫       45       45         (15) 項 前各項に該当しない事業場       227       227         (16) 項 (九) イの防火対象物の月途に供されているもの ロイに掲げる複合用途防火対象物の用途に供されているもの ロイに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 9       38       47         (16の2) 項 地下街       0       0         (16の3) 項 準地下街       0       0         (17) 項 文化財保護法により認定された重要文化財       0       0					ı			
(7) 項 小・中・高等学校、高等専門学校、各種の学校の類       27       27         (8) 項 図書館、博物館、美術館の類       1       1         (9) 項 イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場の類 ロイ以外の公衆浴場       5         (10) 項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場       1       1         (11) 項 神社、寺院、教会の類       10       10         (12) 項 イ 工場又は作業場 62       62       62         (13) 項 日映画スタジオ又はテレビスタジオ 0       8       8         (14) 項 倉庫 45       45       45         (14) 項 倉庫 45       45       45         (15) 項 前各項に該当しない事業場 227       227       227         (16) 項 イ 復合用途防火対象物のうち、その一部が (一) ~ (四)、(五) イ、(六) 又は (九) イの防火対象物の用途に供されているもの ロイに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 9       38       47         (16の2) 項 地下街 0       0       0       0         (16の3) 項 準地下街 0       0       0         (17) 項 文化財保護法により認定された重要文化財 0       0       0		一 幼稚園又は蜂則支援学校	(0)		1			
(8) 項 図書館、博物館、美術館の類	(7) 頂		 の粗					
(9) 項 イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場の類 5 5 (10) 項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 1 1 1 (11) 項 神社、寺院、教会の類 10 10 10 (12) 項 イ 工場又は作業場 62 62 62 62 (13) 項 イ 自動車車又は駐車場 8 7 飛行機又は回転翼航空機の格納庫 0 45 45 (15) 項 前各項に該当しない事業場 227 227 (16) 項 イ 複合用途防火対象物の月途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 9 (16の2) 項 地下街 0 0 (16の3) 項 準地下街 0 0 0 (17) 項 文化財保護法により認定された重要文化財 0 0 0			<u> </u>					
(9) 項       ロイ以外の公衆浴場       5         (10) 項       車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場       1         (11) 項       神社、寺院、教会の類       10         (12) 項       イ工場又は作業場       62         口 映画スタジオ又はテレビスタジオ       0         (13) 項       イ自動車車庫又は駐車場       8         口 飛行機又は回転翼航空機の格納庫       0         (14) 項       倉庫       45         (15) 項       前各項に該当しない事業場       227         (16) 項       イ複合用途防火対象物の月途に供されているもの       38         口 イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物       9         (16の2) 項       地下街       0         (16の3) 項       準地下街       0         (17) 項       文化財保護法により認定された重要文化財       0								
(10) 項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 1 1 1 (11) 項 神社、寺院、教会の類 10 10 10 (12) 項 イ 工場又は作業場 62 62 62 62	(9) 項		-					
(11) 項神社、寺院、教会の類1010(12) 項イ 工場又は作業場 口 映画スタジオ又はテレビスタジオ 口 映画スタジオ又は駐車場 口 飛行機又は回転翼航空機の格納庫88(14) 項 	(10) 項			1	1			
(12) 項イ 工場又は作業場 中 映画スタジオ又はテレビスタジオ62(13) 項イ 自動車車庫又は駐車場 中 飛行機又は回転翼航空機の格納庫8(14) 項倉庫45(15) 項前各項に該当しない事業場227(16) 項イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が (一) ~ (四) 、 (五) イ、 (六) 又は (九) イの防火対象物の用途に供されているもの 中 イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 中 イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物38(16の2) 項地下街0(16の3) 項準地下街00(17) 項文化財保護法により認定された重要文化財00				1				
(12) 項       ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ       0       62         (13) 項       イ 自動車車庫又は駐車場								
(13) 項       イ 自動車車庫又は駐車場       8         口 飛行機又は回転翼航空機の格納庫       0         (14) 項       倉庫       45       45         (15) 項       前各項に該当しない事業場       227       227         (16) 項       イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が (一) ~ (四) 、 (五) イ、 (六) 又は (九) イの防火対象物の用途に供されているもの 口 イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物       38       47         (16の2) 項       地下街       0       0         (16の3) 項       準地下街       0       0         (17) 項       文化財保護法により認定された重要文化財       0       0	(12) 項			<u> </u>	62			
(13) 項       ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫       0         (14) 項       倉庫       45       45         (15) 項       前各項に該当しない事業場       227       227         (16) 項       イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が (一) ~ (四)、(五) イ、(六) 又は (九) イの防火対象物の用途に供されているもの ローイに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物       38       47         (16の2) 項       地下街       0       0         (16の3) 項       準地下街       0       0         (17) 項       文化財保護法により認定された重要文化財       0       0								
(14) 項倉庫4545(15) 項前各項に該当しない事業場227227(16) 項イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が (一) ~ (四) 、 (五) イ、 (六) 又は (九) イの防火対象物の用途に供されているもの ローイに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物3847(16の2) 項地下街00(16の3) 項準地下街00(17) 項文化財保護法により認定された重要文化財00	(13) 項	1 1111111111111111111111111111111111111		8				
(15) 項       前各項に該当しない事業場       227       227         (16) 項       イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が (一) ~ (四) 、 (五) イ、 (六) 又は (九) イの防火対象物の用途に供されているもの 口 イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物       38       47         (16の2) 項       地下街       0       0         (16の3) 項       準地下街       0       0         (17) 項       文化財保護法により認定された重要文化財       0       0	(14) 項				45			
(16) 項イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が (一) ~ (四) 、 (五) イ、 (六) 又は (九) イの防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 938(16の2) 項地下街 0 0(16の3) 項準地下街 0 0(17) 項文化財保護法により認定された重要文化財 0		*****						
(16) 項       (九) イの防火対象物の用途に供されているもの       38         ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物       9         (16の2) 項       地下街       0       0         (16の3) 項       準地下街       0       0         (17) 項       文化財保護法により認定された重要文化財       0       0	(10) 垻		五) イ、(六) 又は		221			
(16の2) 項地下街00(16の3) 項準地下街00(17) 項文化財保護法により認定された重要文化財00	(16) 項	(九) イの防火対象物の用途に供されているもの		47				
(16の3) 項       準地下街       0       0         (17) 項       文化財保護法により認定された重要文化財       0       0								
(17) 項 文化財保護法により認定された重要文化財 0 0		_ · · ·		1				
	(16の3) 項	· - · · ·	-	0				
(18) 項   延長50m以上のアーケード   0								
		7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	-					
(19) 項 市町村の指定する山林 0 0				0				
(20) 項 総務省令で定める舟車 0 0	(20) 項	総務省令で定める舟車	1		-			
合計 667 667			合計	667	667			

## 2 危険物施設数

(令和7年4月1日現在)

		Į	宁	蔵	所			取	水 扱 所		
施設の区分 数量の別	屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	計
5 倍 以 下		1		25		8		1		2	37
5 倍 を こ え 1 O 倍 以 下		1		3						3	7
10倍こえ 50倍以下		7		2		1		4			14
50倍をこえ 100倍以下								5			5
100倍をこえ 150倍以下								3			3
150倍をこえ 200倍以下								4			4
200倍をこえ1000倍以下						_					0
計	0	9	0	30	0	9	0	17	0	5	70

## 3 建築同意事務処理状況

(令和6年度)

	同	意	小	件不	不	同 意	の理	由	総
申請要旨	指導 無し	指導 有り	計	同 数 意	構造	設備	避難	その他	計
新 築	15		15						15
増築	4		4						4
改修									0
移転									0
修繕									0
模様替え									0
用途変更									0
その他									0
合 計	19	0	19	0	0	0	0	0	19